

選挙管理委員会

1 組織

(1) 委員会

委員（4人）[任期：4年（H30.9.26～R4.9.25）]

委員長	馬場 俊彦	1期目
同職務代理者	田村 正夫	1期目
委員	白谷 廣子	1期目
委員	竹間 昌弘	1期目

※補充員（4人）[任期：4年（H30.9.26～R4.9.25）]

補充員（1）	新井 隆
補充員（2）	曾谷 義孝
補充員（3）	中田 勝夫

※補充員1人の死亡による欠員有り。

(2) 事務局

ア 専任職員 5人

課長、係長、主査

イ 併任職員 15人

(ア) 行政委員会事務局内所属職員

事務局長

(イ) 行政委員会事務局外所属職員

秘書広報課(1)、総務課(1)、財政課(1)、税務課(1)、市民課(1)、農業創造課(1)、子ども家庭課(1)、障害福祉課(1)、いきいき高齢者支援課(1)、都市計画課(1)、審査指導課(1)、環境創造課(1)、下水道課(1)、学校給食課(1)

2 所管事務

- (1) 選挙の管理執行
- (2) 委員会の開催等
- (3) 選挙人名簿の作成
- (4) 選挙事務及び関係法令の研究
- (5) 常時啓発及び選挙時啓発…『明るい選挙の推進』
- (6) 検察審査員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製
- (7) 裁判員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製
- (8) 直接請求に係る署名簿等の処理

3 所管事務の執行状況

(1) 選挙の管理執行

平成30年度執行の選挙なし

(2) 委員会の開催等

委員会の開催 開催回数14回（平成30年4月～平成31年3月）

(3) 選挙人名簿の作成

ア 定時登録 年4回

30年	6月1日	94,552人
30年	9月3日	94,375人
30年	12月3日	94,339人
31年	3月1日	94,131人

イ 選挙時登録（選挙時に登録）

(ア) 兵庫県議会議員選挙 31年3月28日 94,168人

ウ 登録の抹消（毎月：定例委員会で抹消）

(4) 選挙事務及び関係法令の研究

ア 選挙事務の研究

イ 各種連合会等への加入

全国市区選挙管理委員会連合会、近畿都市選挙管理委員会連合会、兵庫県都市選挙管理委員会連合会、阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会

ウ 研究会や研修会等への参加 参加回数 15回

(5) 常時啓発及び選挙時啓発…『明るい選挙の推進』

ア 組織

(ア) 明るい選挙推進協議会（昭和32年7月より）

明るい選挙の推進に関し、市民を代表して啓発活動の方法等を協議し、活動の積極的な推進を図る。 [三田市明るい選挙推進協議会規約]

委員数は 39人（明るい選挙の推進活動に賛同する市内の各種団体及び機関から推薦された者並びに選挙啓発に関心のある市民）

(イ) 阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会（昭和47年7月より）

構成市町選挙管理委員会が行う選挙啓発活動に協力して、相互の連携を図るとともに、啓発事業を共同で行うことにより、明るい選挙の推進に資する。

[阪神7市1町明るい選挙推進協議会連合会規約]

イ 啓発の内容

	事業名	事業内容等	実施月日
1	明推協運営事業	<p>研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明るい選挙推進協議会の活動内容について ・ 期日前投票立会人の手引きについて ・ 指定病院等における外部立会人の事務について <p>「指定病院での不在者投票の実施方法」（ビデオ上映） （開催場所：三田市役所2号庁舎2201会議室）</p>	<p>6/5</p> <p>午後7時から</p>

		<p>総会</p> <p>(1) 役員を選任について</p> <p>(2) 平成29年度啓発事業実績報告について</p> <p>(3) 平成30年度啓発事業実施計画(案)について</p> <p>(4) 兵庫県議会議員選挙啓発計画(案)について</p> <p>(5) 要望書の提出について</p> <p>開催場所：三田市役所2号庁舎2階2201会議室</p>	<p>6/5</p> <p>午後7時30分から</p>
2	啓発ポスター募集展示事業	<p>応募作品数：77点(小学校15点, 中学校62点)</p> <p>展示場所：まちづくり協働センター6階ギャラリー</p> <p>展示期間：12月14日(金)から12月25日(火)まで</p>	<p>募集期間</p> <p>5/7~9/7</p> <p>審査 9月1日</p>
3	地域リーダー養成研修事業	<p>地域リーダー養成研修会</p> <p>講師：坂本 一之(産経新聞社 記者)</p> <p>テーマ：『政治家が恐れるのは白票』</p> <p>～投票することの意義を考える～</p> <p>参加人数：21人(明推協委員、選管委員、市民)</p> <p>開催場所：三田市まちづくり協働センター 6階 講座室</p>	<p>10/28</p> <p>午前10時30分から</p>
4	若年層啓発事業	<p>18歳の新有権者(1166人)に対し、名簿登録時(6・9・12・3月定時)にバースデーカード及び啓発冊子を配布した。</p>	<p>年間</p>
		<p>新成人(1,005人)に対して、選挙クイズを活用した期日前投票・不在者投票の啓発を行いながら啓発物品を配布し、選挙への参加を呼びかけた。</p> <p>参加人数：18人(明推協委員、選管委員)</p> <p>開催場所：三田市総合文化センター玄関付近</p>	<p>成人式</p> <p>1/13</p> <p>午前9時から</p>
	主権者教育の推進	<p>【記載台と投票箱の貸出し】</p> <p>三田西陵高等学校、クラーク記念国際高等学校三田サテライト、兵庫県立高等特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、ひまわり特別支援学校、有馬高等学校(定時制)</p> <p>【出前講座】</p> <p>三田西陵高校：生徒会選挙の実施、「投票のあり方について」</p> <p>兵庫県立高等特別支援学校：「選挙の意義・しくみについて」</p> <p>上野ヶ原特別支援学校：「選挙の意義・しくみについて」</p> <p>【関学生による選挙啓発授業】</p> <p>兵庫県立有馬高等学校における出前講座の実施</p> <p>【明推協啓発相談】三田市内5高校</p>	<p>5/18</p> <p>2/8(県)</p> <p>2/26</p> <p>3/19</p>

		6/5 三田祥雲館 8/10 有馬高校、三田学園高校、西陵高校、北摂三田高校	
5	阪神7市1町明確い選挙推進協議会連合会事業への参加	監査及び総会 開催場所：尼崎市すこやかプラザ 多目的ホール 参加者：会長、選管委員長、事務局長 監査 14:00～ 総会 15:00～	5/22
		啓発担当職員研修会（主管者会議） 開催場所：伊丹市立中央公民館 2階講義室 B 参加者：事務局 1名 選管事務局 2名	1/31 午後2時から
6	他機関が実施する研修会等への参加	地域コミュニティフォーラム（近畿ブロック） 開催場所：滋賀県大津ピアザ淡海大会議室 参加者：明推協委員1名 選挙出前授業見本市	9/13
		開催場所：三宮コンベンションセンター 参加者：明推協委員1名	11/29
7	広報紙等による啓発	市広報紙による啓発	
		・地域リーダー養成研修会の広報	10/15号
		市ホームページへの啓発記事掲載	年間随時
8	その他啓発事業	明確い選挙推進協会広報誌「Voters」の配付（年に6回）	
9	選挙時啓発事業	兵庫県議会議員選挙 （平成31年4月7日執行）	
		① 明推協の活動内容や明確い選挙の推進等広く市民にPRするため、選挙啓発機関紙「めいすいだより」を発行した	3/15
		② 街頭啓発活動（啓発物資配布） 場所：三田駅前 参加者：14人（明推協委員10人、選管委員2人、事務局2人） 啓発物資：ティッシュ150	4/2 午後6時から
		場所：えるむプラザ 参加者：10人（明推協委員5人、選管委員3人、事務局2人） 啓発物資：ティッシュ150	3/31 午後5時から

(6) 検察審査員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製

ア 検察審査会

選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が、いわば一般国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかったこと（不起訴処分）の善し悪しを審査するのを主な仕事とする。

イ 検察審査員候補者予定者の選定

選挙人名簿から、くじ(名簿調製プログラムを利用したコンピュータ上の無作為抽出)により、割当員数分の検査審査員候補者予定者を選定し、当該名簿を調製した後、検査審査会事務局へデータ提出する。

※30年度は神戸第一、第二検査審査会ともに三田市の割当員数は1.5名ずつ

(7) 裁判員候補者予定者の選定及び当該名簿の調製

ア 裁判員制度

国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する制度であり、6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断するものである。裁判員候補者名簿は各地方裁判所が作成することになるが、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んだ候補者予定者名簿が元となっている。

イ 裁判員候補者予定者の選定

選挙人名簿から、くじ(名簿調製プログラムを利用したコンピュータ上の無作為抽出)により割当員数分の裁判員候補者予定者を選定し、当該名簿を調製した後、神戸地方裁判所へデータ提出する。

※30年度の三田市の割当員数は212名

(8) 直接請求に係る署名簿等の処理

ア 直接請求の制度

条例の制定及び改廃の請求、監査の請求、議会の解散請求、議会議員及び長の解職請求等の請求を、署名簿を添えて行政機関へ行う。

イ 選挙管理委員会の事務

(ア) 請求代表者証明書の交付

(イ) 署名簿の審査及び効力の証明

(ウ) 告示、縦覧、署名簿の返付

ウ 30年度直接請求(0件)

公平委員会事務局

1 委員数

委員長 1人
委員 2人

2 公平委員会に係る審査・処理等の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第2項第1号）
事例なし
- (2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第2項第2号）
事例なし
- (3) 職員からの苦情相談の処理（地方公務員法第8条第2項第3号）
1件
- (4) その他、法律に基づき公平委員会の権限とされている事務
職員団体登録申請及び同記載事項変更届出（地方公務員法第8条第2項第4号）
3件
職員団体の法人格の取得申出（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項）
1件

3 公平委員会事務の研究

兵庫県公平委員会連合会理事会（平成30年4月）
全国公平委員会連合会近畿支部特別研究会（平成30年4月）
兵庫県公平委員会連合会総会・事務研究会（平成30年5月）
全国公平委員会連合会本部研究会（平成30年7月）
全国公平委員会連合会近畿支部総会及び事務研究会（平成30年8月）
阪神ブロック公平委員会事務担当者研究会（平成30年10月）
全国公平委員会連合会通常総会（平成30年10月）
兵庫県公平委員会連合会事務研究会（平成30年11月）
阪神ブロック公平委員会連絡協議会（平成30年11月）

監査委員事務局

1 委員数

監査委員 2人

2 監査委員による監査・検査・審査の状況

(1) 定期監査〔区分：財務事務等監査〕（地方自治法第199条第1項及び第4項）

ア 健康福祉部（福祉総務課、障害福祉課、介護保険課、いきいき高齢者支援課、健康増進課、国保医療課）、地域振興部（都市計画課、まちの再生課、都市整備課、審査指導課、道路河川課、用地課、公園みどり課）、消防本部（総務課、消防課、予防課、消防署、西分署、東分署）

〔実施時期〕平成30年4月～平成30年10月

イ 会計管理者（会計課）、議会事務局（議事総務課）、学校教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課）、学校教育機関（市立幼稚園（10園）、市立小学校（20校）、市立中学校（8校）、特別支援学校（1校））、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局、農業委員会事務局

〔実施時期〕平成30年10月～平成31年2月

ウ 上下水道部（水道事業会計、下水道事業会計）、市民病院（市民病院事業会計）

〔実施時期〕平成30年11月～平成31年3月

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

ア 三田国際マスタースマラソン開催事業補助金等文化、スポーツ等を所管する補助事業者に対する主として平成29年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助等に係る部署（市民生活部市民文化室文化スポーツ課）

〔実施時期〕平成30年5月～平成30年10月

(3) 住民監査請求監査（地方自治法第242条）

ア 課税行為を怠ったことについて

〔実施時期〕平成30年5月～平成30年7月

(4) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

ア 一般会計、特別会計（国民健康保険事業、農業共済事業、公営墓地整備事業、駐車場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業）、公営企業会計（水道事業、下水道事業、市民病院事業）及び三輪財産区一般会計に係る現金出納

〔実施時期〕原則として出納月の翌々月の20日～月末日までの間に実施

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

ア 一般会計、特別会計（国民健康保険事業、農業共済事業、公営墓地整備事業、駐車場事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業）

〔実施期間〕平成30年6月～平成30年8月

イ 公営企業会計（水道事業、下水道事業、市民病院事業）

[実施期間] 平成30年5月～平成30年8月

ウ 三輪財産区一般会計

[実施期間] 平成30年6月～平成30年8月

(6) 財政健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

ア 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率

[実施期間] 平成30年6月～平成30年8月

(7) 職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2第3項）

ア 公金亡失に係る職員の賠償責任に関する監査

[実施期間] 平成31年3月～（平成31年3月31日現在監査中）

3 監査委員事務の研究

近畿地区都市監査委員会総会・研修会（平成30年5月）

監査委員特別セミナー（平成30年5月）

東部ブロック監査（委員）事務局長会議（平成30年5月）

兵庫県都市監査実務研修会（平成30年6月）

東部ブロック監査事務研究会（平成30年6月）

全国都市監査委員会総会・研修会（平成30年7月）

兵庫県都市監査委員会・研修会（平成30年11月）

近畿・北陸・東海三地区共催都市監査事務研修会（平成30年11月）

東部ブロック監査事務研究会（平成31年2月）

固定資産評価審査委員会

1 委員数

委員長 1名

委員 2名

2 固定資産評価審査申出の処理状況

(1) 平成29年度分

() は人数

区分	申出件数	決定件数			取下件数	未決定件数
		却下	棄却	容認		
土地	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
家屋	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(2) 平成30年度分

() は人数

区分	申出件数	決定件数			取下件数	未決定件数
		却下	棄却	容認		
土地	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)
家屋	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)

3 固定資産評価審査委員会事務の研究

(1) 阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会

農業委員会

1 組織

(1) 農業委員会委員

区 分	定数	現員	任 期
農業委員	13	13	農業委員
（うち認定農業者）		(5)	平成29年3月26日から
（うち認定農業者に準ずる者）		(5)	農地利用最適化推進委員
（うち中立委員）		(1)	平成29年3月28日から
農地利用最適化推進委員	11	11	
合計	24	24	いずれも令和2年3月25日まで

会長（1）、会長職務代理（1）

(2) 事務局

事務局長（併任）、事務局課長（専任）、係長（1：専任）、事務職員（1：専任）
再任用職員（1）、嘱託職員（2）

2 農業委員会等会議開催状況

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 定例委員会（総会）、臨時総会 | 12回 |
| (2) 現地調査（農地転用等） | 12回 |
| (3) 農業委員会研修会（農地法についての研修会） | 2回 |
| (4) 部会開催 | |

3 農業委員会業務推進部会の設置

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 企画広報部会 | 農地利用最適化の推進に関する指針、意見書の作成・PR活動等 |
| (2) 農業振興部会 | 各種委員研修会等の計画、実施・都市農業振興・農業者年金事業等 |
| (3) 農地調査部会 | 農地利用集積・農地利用の最適化推進活動・農業生産組織の育成等 |

4 農業委員会特別調査委員会の設置

農地の悪質な無断転用や隣接農地の保全に著しく悪影響を及ぼす事象等への対応

5 農業委員会業務の概要

- 各種申請等は毎月5日締切り、同月の定例委員会（総会）に提案
- 定例委員会（総会）は毎月20日前後に開催
- 転用申請農地及び非農地証明願出地は、調査委員（4名）により定例委員会までに現地調査
- 農地法第3条申請のうち新規就農の申請譲受人については、聴取調査の実施
- 各届出・願出は随時受付、2週間以内に受理通知・証明書を交付
- 農地相談活動の推進
毎月第2火曜日を農地相談日として、委員4名が農業者の相談に応じる。

なお、各委員宅に「農地相談連絡所」の表札を掲げ、相談指導にあたる。

(7) 農地調整事務処理事業

農地紛争の和解の仲介業務

(8) 農地流動化の推進事業

(9) その他各種事業関連業務

ア 農地の相続税・贈与税、不動産取得税の納税猶予に係る業務

イ 土地改良法に基づく換地計画等に係る業務

ウ 都市農政対策に係る業務

(10) 諸証明事務

(11) 農業者年金事務

ア 加入状況

加入種別	通常加入	政策支援加入	計
加入者数	16人	0人	16人

イ 年金受給者の状況

受給年金種別	移譲年金 併給含む	老齢年金 のみ	計
受給者数	66人	32人	98人

(12) 農地台帳の整備

(13) 農地の賃借料情報の提供

(14) 遊休農地の指導等

(15) 相続等による権利取得の届出受理

6 農地保全有効利用業務

前年度以前許可案件ならびに市内全域の農地のパトロールを実施
年2回（8月・2月）実施

7 農地関係取扱件数

事 務 事 業 名	28年度	29年度	30年度
(1) 農業委員会の専属的権限に属する事務	171	174	177
ア 農地法による事務	150	152	165
(ア) 農地等の所有権移転、賃貸借権等の設定若しくは移転の許可（農地法第3条）	27	39	34
(イ) 相続等による農地の権利取得の届出の受理及びあっせん等（農地法第3条の3）	30	31	35
(ウ) 農地転用について知事に係る申請書の受理・送付・意見書の添付、並びに市街化農地転用に係る届出書の受理・受理通知書の交付又は不受理の通知（農地法第4条）	42	14	13

事 務 事 業 名	28 年度	29 年度	30 年度
(エ) 農地転用のための権利設定又は移転についての知事許可に係る申請書の受理・送付・意見書の添付、並びに市街化区域農地転用のための権利設定又は移転に係る届出書の受理・受理通知書の交付又は不受理の通知（農地法第5条）	13	16	26
(オ) 農地等の賃貸借の解約等につき、県許可に係る申請書の受理・送付・意見書の添付、並びに許可不要に係る通知書の受理（農地法第18条）	21	19	21
(カ) 遊休農地の所有者等の対する是正指導・勧告・利用状況調査等（農地法第30条）	17	33	36
イ 農業経営基盤強化促進法による事務	12	11	12
(ア) 市が農業経営基盤強化促進基本構想を定め又は変更するときの意見具申（基盤強化法第6条第5項）			
(イ) 市が農用地利用集積円滑化規程を承認・変更・廃止しようとする場合の決定（基盤強化法第11条の9）			
(ウ) 市が農地利用集積計画を定める場合の決定（基盤強化法第18条第1項）	12	11	12
(エ) 市が農地利用規程の認定又は変更をしようするときの意見具申（基盤強化法施行規則第2条）			
ウ 市民農園整備促進法による事務			
(ア) 市が市民農園区域を指定する場合の決定（市民農園法第4条第1項）			
(イ) 市が市民農園の開設の認定を行う場合の決定等（市民農園法第7条第3項）			
エ 特定農地貸付法による事務			
(ア) 特定農地貸付の承認（特定農地貸付法第3条第1項）			
オ 農業振興地域の整備に関する法律による事務		1	
(ア) 農業振興地域整備計画の策定又は変更に係る意見具申（農振法施行規則第3条の2）		1	
カ 土地改良法による事務			
(ア) 土地改良区が定め若しくは変更する換地計画書の県知事への認可申請に際しての同意又は意見具申（改良法52条の8、52条の2第3、53条の4第2）			
キ 租税特別措置法等による事務	6	10	5
(ア) 農地等について、一括贈与又は相続を受けた者が、納税猶予を受けようとする場合、その者が適格者である旨の証明書の交付並びに農地利用状況等の税務署長への通知等（特措法第70条の4、70条の6）	6	10	5
ク その他の事務	4	14	4
(2) 専属的権限でない所掌事務	14	31	17
ア 農地等の交換分合の斡旋、その他農事事情の改善に関する事項（農地相談）	12	12	12
イ 農業経営の合理化及び生活改善に関する事項		17	4
ウ 農業生産農業経営及び農業者の生活に関する調査研究	1	1	1
エ 農業及び農業者に関する事項についての啓発及び宣伝	1	1	

事 務 事 業 名	28 年 度	29 年 度	30 年 度
(3) 意見の公表、建議諮問に対する答申			
(4) その他各種事業関係事務	244	237	185
ア 諸証明事務	90	95	64
(ア) 都市計画法による農家証明(60条証明)	7	6	10
(イ) 民事執行法による買受適格証明	9	1	
(ウ) 地方税法による免税軽油に係る耕作証明	16	13	7
(エ) 管外の3条申請に係る耕作証明			
(オ) 農振法に係る耕作証明	3	20	2
(カ) その他耕作証明	28	36	25
(キ) 非農地証明	27	19	20
(ク) 受理証明他			
(ケ) 小作地証明			
(コ) その他証明			
イ 農業者年金事務	154	142	121
(ア) 現況届進達事務	141	122	104
(イ) 経営移譲年金裁定請求			
(ウ) 老齢年金裁定請求	1		
(エ) その他届出	12	20	17
(オ) 受給該当者説明会開催等			

平成31年度 三田市組織図

(平成31年4月1日現在)

市長	副市長	理事・技監・危機管理監	市長公室	政策課			
			秘書広報課	秘書係、広報係			
			経営管理部	行政管理室	危機管理課		
					総務課		
					ICT推進課		
				財務室	財政課		
					公共施設マネジメント推進課		
					契約検査課		
				歳入推進室	税務課	税務管理係、市民税係、資産税係	
				地域創生部	市民協働室	収納対策課	
						協働推進課	有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、 広野市民センター、ふれあい創造の里、藍市民センター、 フラワータウン市民センター、ウッディタウン市民センター、 さんだ市民センター
						まちづくり協働センター	消費生活センター
			文化スポーツ課				
			市民課			証明登録係、戸籍係	
			産業戦略室		まちなブランド観光課	ブランド企画係、にぎわい創出係	
					産業政策課		
					農業創造課	農業経営係、生産振興係	
					農村整備課	農村振興係、農業土木係	
					子ども未来部	子ども未来室	子ども政策課
			福祉共生部	共生社会推進室	地域福祉課		
生活支援課							
人権推進課							
障害福祉課							
健康推進室	介護保険課	資格管理係、認定給付係					
まちの再生部	都市政策室	いきいき高齢者支援課					
		健康増進課		健康推進係、保健係			
		国保医療課		資格収納係、給付係			
	地域整備室	都市計画課		都市景観係、都市計画係、住宅政策係			
		交通まちづくり課					
環境共生室	都市再生課	まちの再生係、美食のまち推進係					
	審査指導課	建築指導係、建築審査係、開発指導係					
	道路河川課	管理係、建設係					
	用地課						
	公園みどり課	花とみどり係、施設係					
上下水道部	[会計管理者]	都市整備課	都市整備係、市街地再開係				
		環境創造課	環境サポートセンター				
		里山のまちづくり課					
	消防本部	会計課					
		上水道課	業務係、工務係				
		下水道課	業務係、施設係				
		浄水施設課					
		総務課	庶務係、管理係				
		消防課	養防・救助係、指令係				
		救急課	救急係				
予防課	予防係、危険物係						
診療部	(診療科)	消防署	養防・救助第1係、養防・救助第2係、救急第1係、救急第2係、 指令第1係、指令第2係、予防係、救助隊				
		西分署	当務第1係、当務第2係				
	(センター・室)	東分署	当務第1係、当務第2係				
		診療技術部	内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、 脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科				
	看護部	心臓センター、内視鏡センター、関節センター、化学療法室、中央手術・滅菌材料室					
	事務局	薬剤科、放射線科、臨床検査科、リハビリテーション科、栄養科、臨床工学科					
	看護課						
	総務課	総務係、管理係					
	医事企画課	企画係、外来係、入院係					
	地域医療連携室 (地域連携・退院支援)						
医療安全管理室							
議会	議事総務課	議事係、庶務係					
		教育総務課					
	学校教育部	学校教育課					
		教育研修所					
	選挙管理委員会	学校給食課	ゆりのき台給食センター、清水山給食センター				
		事務局					
	公平委員会	事務局					
		事務局					
	監査委員	事務局					
		事務局					
固定資産評価審査委員会	事務局						
	事務局						
農業委員会	事務局						
	事務局						

市長部局 (会計課、消防本部を除き、上下水道部を含む) 6部13室47課、教育委員会1部4課